

12月3～9日は障害者週間

関心と理解を

12月3日（国際障害者デー）から、12月9日（障害者の日）までの1週間は「障害者週間」です。障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間です。



障がい者とは、体や精神などになんらかのハンディキャップを持っている人の総称で、「身体障がい者」「知的障がい者」「精神障がい者」「発達障がい者」に大別されます。先天的に障がいを持つ方と、事故や病気などにより後天的に障がいを負った方の両方を含みます。

■身体障がい者

視覚障がい、聴覚障がい、言語障がい、肢体不自由、心臓機能障がい、呼吸器機能障がい、じん臓機能障がいなどの内部障がいがあります。身体障害者手帳は1級が最重度で、6級まであります。

■知的障がい者

①知的機能に制約があること②適応行動に制約を伴う状態であること③発達期に生じる障がいであることの3点で定義されます。療育手帳が交付されます。

■精神障がい者

統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障がい、精神病質そのほかの精神疾患があり、継続的に日常生活または社会生活に支障がある方です。精神障害者保健福祉手帳が交付されます。

■発達障がい者

先天的なさまざまな要因によって主に乳児期から幼児期にかけてその特性が現れ始める発達遅延で、しばしば精神・知的・身体的な障がいを伴うことがあります。

なお、ある程度成長し正常に発達したあとに、疾患・外傷により生じた後天的な脳におこる障がいは、高次脳機能障害と呼ばれています。

白老町では、障がいのある方の福祉制度やサービスを1冊にまとめた『福祉ガイドブック』を作成しています。また、障がいのある方々に住み慣れた家や地域で安心して過ごしていただけるよう、障がいに応じた福祉サービスを用意し、障がい者や難病患者などの相談に応じています。

問い合わせ・相談：健康福祉課 福祉支援グループ ☎82-5541

水落としをお忘れなく！

水道は、気温が-4度以下になると、日中でも凍結の恐れがありますので、注意して下さい。

○水落としの順序

- ① 蛇口を開けて水を出す。
- ② 水抜きの手柄を止まるまで操作する。
- ③ 水抜きの手柄操作後、すぐ、蛇口に指先を当て、空気を吸っている状態であることを確認する。

○もしも凍らせてしまったら

軽い凍結は、管や蛇口にタオルなどの布を巻いて、徐々にお湯をかけて溶かして下さい。手に負えない時は無理をせず、町指定業者へ連絡してください。

※ アパートや借家の方は大家さんへ相談してください。

※ 自宅の水道修理にかかる費用は全て自己負担です。

2017年12月に町指定業者から報告があった凍結修理件数は17件、白老町の平均気温は-2.1℃でした。

問い合わせ先：上下水道課 水道業務グループ ☎82-2562